○奈良県警察学校規程（平成13年10月16日本部訓令第17号）

［沿革］　平成17年９月本部訓令第14号、19年３月第６号、28年５月第14号、30年12月第16号、31年４月第13号、令和２年３月第４号、４年３月第４号改正

奈良県警察学校規程（昭和30年５月奈良県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　校務処理（第５条―第９条）
第３章　授業（第10条―第12条）
第４章　入校（第13条―第15条）
第５章　休学及び退学（第16条・第17条）
第６章　考査及び卒（修）業（第18条―第20条）
第７章　賞罰（第21条・第22条）
第８章　学生（第23条―第26条）
第９章　委任（第27条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第３号）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第４号。）、奈良県警察教養規則（昭和30年４月奈良県公安委員会規則第４号）及び奈良県警察教養細則（平成13年９月奈良県警察本部訓令第15号。以下「県細則」という。）に定めるもののほか、奈良県警察学校（以下「警察学校」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　警察学校における教養は、職務倫理意識の付与並びに警察活動に必要な知識、技能の修得及び気力・体力の錬成を図り、適正に職務を遂行しうる警察職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）を育成するための教育訓練を行うことを方針とする。

（教職員の心構え）

第３条　教職員（警察学校の運営及び管理に従事する者をいう。以下同じ。）は、警察学校における警察教養（以下「学校教養」という。）の目的を理解するとともに、その責務の重要性を自覚し、常に自己啓発に努め、誇りと情熱をもって学生の教育訓練に専念しなければならない。

（学生の心構え）

第４条　学生は、明朗にして自主、自律を旨とし、特に厳正な規律と旺盛な士気を保持し、学術、実務の修得及び体力、技能の錬磨により、人格の向上と実力のかん養に全力を挙げ、併せて友愛と連帯意識の高揚に努めなければならない。

第２章　校務処理

（事務分掌）

第５条　警察学校における校務の処理は、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）によるほか、この規程による。

（学生指導）

第６条　教職員は、学生の学校生活について、常に適切な指導に努めなければならない。

２　警察学校長（以下「学校長」という。）は、各課程の学級ごとに担任教官を指定するものとし、教官をもって充てる。

３　学校長は、必要があると認めるときは、副担任教官を指定するものとし、教官又は助教をもって充てる。

（教職員会議）

第７条　学校長は、警察学校の運営及び管理の刷新改善を図るため、毎月１回以上教職員を招集し、教職員会議を開催するものとする。

（教官会議）

第８条　学校長は、学生の教育訓練、生活指導等について協議又は調整を行う必要があると認めるときは、教官会議を開催するものとする。

２　教官会議は、学校長、副校長、管理官、校長補佐、教官及び助教（以下「教官等」という。）をもって構成する。

３　学校長は、必要があると認めるときは、教官等以外の者の出席を求めることができる。

（調査、研究等）

第９条　学校長は、効果的かつ効率的な学校教養の実施に資するため、警察学校で行う課程の教授内容に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

２　学校長は、前項の調査及び研究を行うに当たり必要があるときは、関係する所属長に必要な資料の提供を求めることができる。

第３章　授業

（教授細目及び授業計画）

第10条　学校長は、県細則第７条の規定に基づく教授科目ごとに教授細目を定めるとともに授業計画を策定するものとする。

２　学校長は、授業計画に基づき毎月の授業時間割を作成し、これにより授業を行うものとする。

（担当科目）

第11条　教官等の担当科目は、学校長がこれを定める。

（講師の依頼）

第12条　学校長は、学生の教育上必要があるときは、部内外の講師に講義等を依頼することができる。

第４章　入校

（入校）

第13条　学校長は、県細則第６条に掲げる学校教養の課程ごとに、警察本部長（以下「本部長」という。）が入校を命じた者を入校させるものとする。

（宣誓）

第14条　学生は、学校長に対し専心修得することを宣誓（別記様式第１号）しなければならない。

（学生名簿及び学籍簿）

第15条　学校長は、学生の入校歴を明らかにしておくため、各課程ごとに学生名簿（別記様式第２号）を作成するものとする。

２　学校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の学生については、前項に定めるもののほか、学籍簿（別記様式第３号）を作成するものとする。

第５章　休学及び退学

（欠講及び休学）

第16条　学生は、疾病その他の事故により欠講又は休学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。

２　学校長は、学生の所属する所属長から当該学生の欠講又は休学の申し出があった場合において、業務上やむを得ない理由があると認めたときは、これを許可することができる。

３　休学の期間は、当該課程の修業期間の３分の１を超えることができない。

（退学）

第17条　学生は、退学しようとするときは、学校長にその理由を申し出て、許可を受けなければならない。

２　学校長は、前項の規定により退学の許可をしようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けるとともに、学生（初任科及び一般職員初任科の学生を除く。）の退学を許可したときは、当該許可をした学生が所属する所属長に通知しなければならない。

第６章　考査及び卒（修）業

（考査）

第18条　学校長は、学生の修業状況を測定するため考査を行うものとする。ただし、巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、専科、一般職員初任科、主任任用科及び交通巡視員養成科（第21条第１項において「任用科等」という。）の学生については、その一部又は全部を省略することができる。

２　考査は、学科考査、術科考査及び勤務考査とする。

３　学科考査及び術科考査の成績は、１科目100点をもって満点とし、各科目40点以上平均60点以上を合格とする。

４　勤務考査は、生活態度、研究意欲、服務の状況等その勤務について考査するものとする。

（修業成績の報告及び通知）

第19条　学校長は、初任科及び初任補修科の学生が卒業するときは、修業成績を本部長に報告するとともに、修業成績表（別記様式第４号）により、学生の所属する所属長に通知しなければならない。

（証書の授与及び記録）

第20条　学校長は、初任科、初任補修科及び一般職員初任科の課程を修了した学生に対し卒業証書（別記様式第５号）を、巡査部長任用科、警部補任用科、部門別任用科、主任任用科及び交通巡視員養成科の課程を修了した学生に対し修了証書（別記様式第６号）を授与するものとする。

２　学校長は、専科の学生がその課程を修了したときは、専科修了通知書（別記様式第７号）により、学生の所属する所属長に通知しなければならない。

３　前項に規定する卒業証書及び修了証書の授与が行われたときは、学生名簿に所要事項を記録しておくものとする。

第７章　賞罰

（表彰）

第21条　本部長は、第18条の規定に基づく考査の成績が特に優秀であった学生（任用科等の学生を除く。以下この条において同じ。）に対して、奈良県警察表彰取扱規程（昭和49年10月奈良県警察本部訓令第10号）第６条に基づき賞誉を授与する。

２　学校長は、第18条の規定に基づく考査の成績が優秀若しくは優良であった学生又は他の学生の模範と認められた学生を表彰することができる。

３　前２項に定める表彰に用いる表彰状の様式は、別記様式第８号から別記様式第10号までに定めるとおりとする。

（退校処分等）

第22条　学校長は、入校中に成業の見込みがないと認める学生又は第16条第２項に規定する期間を経過してなお引き続き休学する学生（学校長が認める者を除く。）に対し、退校の処分を行うことができる。

２　学校長は、警察学校の規律を乱し、その他学生としてふさわしくない非行があった学生に対し、情状により、次に掲げる処分を行うことができる。

(1)　退校

(2)　謹慎

(3)　説諭

３　謹慎の処分は、14日以内とし、学校長の監督の下に謹慎させるものとする。

４　説諭の処分は、学生の非行を諭し、その将来を戒めるものとする。

５　学校長は、第１項及び第２項第１号の規定による退校の処分をしようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受け、処分の結果を学生（初任科及び一般職員初任科の学生を除く。次項において同じ。）の所属する所属長に通知するものとする。

６　学校長は、第２項第２号及び第３号の規定による処分をした場合において必要があると認めるときは、その理由を学生の所属する所属長に通知するものとする。

第８章　学生

（校内居住）

第23条　学生の居住先については校内居住（全寮制）とする。ただし、特別の事由があると認めた学生については、学校長が通学を許可することができる。

（役員）

第24条　各課程に、総代、副総代及びその他の必要な役員を置く。

（役員の任命）

第25条　役員は、学生の中から教官会議が選出し、学校長がこれを任命するものとする。

（役員の任務）

第26条　役員は、学生を統率し、常に教職員と緊密な連絡を保つとともに、学生相互間の融和団結に努めなければならない。

第９章　委任

（学校長への委任）

第27条　この訓令に定めるもののほか、学校運営に関して必要な事項は学校長が定める。

附　則

この訓令は、平成13年10月16日から施行する。

附　則　（平成17年９月20日本部訓令第14号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成17年９月20日から施行する。

附　則　（平成19年３月13日本部訓令第６号）

この訓令は、平成19年３月13日から施行する。

附　則　（平成28年５月10日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年５月10日から施行する。

附　則　（平成30年12月３日本部訓令第16号）

この訓令は、平成30年12月３日から施行する。

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和２年３月10日本部訓令第４号）抄

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和４年３月14日本部訓令第４号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年３月15日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

（別記様式省略）